平成２７年（フ）第６５号
埼玉県熊谷市大原４丁目５番３号　シティーハイム野辺Ｂ－５
債務者　中島　清花（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第６８号
埼玉県深谷市蓮沼793番地12
債務者　高野　太郎
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第７２号
埼玉県東松山市元宿１丁目25番地７　松崎コーポ102
債務者　磯山　晃一
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１１号
静岡県駿東郡清水町徳倉1496番地の１　サン・エテルノ207、前住所静岡県伊豆の国市中851番地　ドミトリー韮山103号
債務者　村越　和紀（旧姓府川）
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第９８号
静岡県熱海市相の原町44番10号　201
債務者　宮崎　淳一
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５４号
北海道登別市幌別町８丁目11番地　幌別東団地75Ｒ４号棟105号室
債務者　堀　　幸子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
山形県鶴岡市馬場町９番53号　セントラルコーポ201号室
債務者　上野　和夫
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第４５号
群馬県太田市大原町411番地６
債務者　池田あす香
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第４７号
群馬県邑楽郡邑楽町大字鶉118番地　シャルマン・ドゥ・ヴィラ201
債務者　小林　宏樹
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第４８号
群馬県邑楽郡邑楽町大字鶉118番地　シャルマン・ドゥ・ヴィラ201
債務者　小林　眞美
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第７６号
静岡県富士市鮫島441番地の１フレグランス中丸Ａ－202号、前住所静岡県富士市厚原1527番地の５アーバンハイツ厚原301号
債務者　佐野　文彦
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第７７号
静岡県富士市鮫島441番地の１フレグランス中丸Ａ－202号、前住所静岡県富士市厚原1527番地の５アーバンハイツ厚原301号
債務者　佐野　浩子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第８７号
静岡県富士市今泉3266番地の１パルトネールⅢ－301号、前住所静岡県富士市岩本267番地ハイムホワイト105号
債務者　髙橋　翔馬
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１１３号
愛知県一宮市真清田２丁目３番19号　細川アパート11号
債務者　藤原　秀雄
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第８号
岡山県津山市二宮611番地１　スペースビル303号
債務者　熊本　和則
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１５号
岡山県津山市神戸104番地１　ウエスティン西武302号、前住所鳥取県東伯郡琴浦町大字三本杉1229番地
債務者　福井　則一
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１６号
岡山県津山市神戸104番地１　ウエスティン西武302号、前住所鳥取県東伯郡琴浦町大字三本杉1229番地
債務者　福井　弘子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
岡山地方裁判所津山支部